

富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の公園計画の変更について

1. 変更の理由

富士箱根伊豆国立公園は昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定され、昭和30年3月15日に伊豆半島地域を追加指定し、富士箱根伊豆国立公園に名称変更した。

富士山地域は、富士山を中心とし、東に石割山、西に長者ヶ岳、南に越前岳、北に三つ峠山等の山々に囲まれた地域で、富士五湖と称される山中湖等の湖沼群を有し、富士山山麓の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海といった原生林を擁する山岳、湖沼及び山林の一体的景観を呈す地域である。

平成8年7月16日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われており、今回は、再検討以降9年が経過しており、本地域を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、公園計画の変更（第1次点検）を行う。

2. 変更案の概要

（1）保護規制計画の変更

ア 地種区分の変更

（ア）建物及び耕作地によって、特別地域の資質を失っている第2種特別地域の一部を普通地域に振替える。

山梨県富士河口湖町字勝山の一部（面積0.16ha）

（イ）耕作地が広がり、特別地域の資質を失っている第2種特別地域の一部を普通地域に振替える。

山梨県富士河口湖町字河口の一部（面積1.41ha）

（ウ）道路を中心に広がった集落と一体になっている平坦地について、特別地域の資質を失っている第3種特別地域の一部を普通地域に振替える。

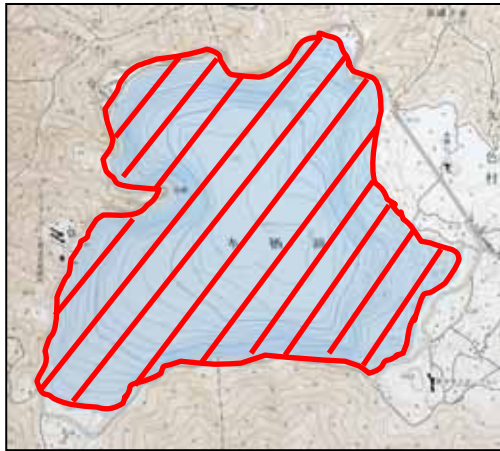
山梨県南都留郡山中湖村山中の一部（面積0.07ha）



イ 乗入れ規制地区の指定

本栖湖（470ha）

プレジャーボート等の動力船の乗入れに起因する水質汚濁や、騒音等による野生動植物の生育・生息環境への支障が考えられることから、自然環境の保全や適切な利用を図るため、乗入れ規制地区を指定する。



(2) 利用施設計画の変更

ア 単独施設の追加

(ア) 運動場（平野）

山中湖の雄大な景観を活かした野外スポーツのための運動場を整備する。



(イ) 単独施設の削除

宿舎（花鳥山脈）

集団施設地区計画に取り込まれたため、単独施設としての計画から削除する。

植物園（花鳥山脈）

事業が廃止されており、将来的に整備の見込みがないため削除する。

(ウ) 歩道の変更

東海自然歩道線

利用されていない歩道の区間の一部を、公園計画から削除する。



公園計画について <http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/info/npsys/index.html>